



# 消費生活相談

## 新しい部屋で新生活！ ～賃貸借契約を理解しよう～

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守！！

### 【事例 1】

娘がマンションを借りることになったが、事情があって入居前に解約を申し出た。しかし、支払ったお金はほとんど返金できないといわれた。

### 【事例 2】

賃貸マンションを退去した後、ハウスクリーニング費用などを含む高額な原状回復費用を請求された。支払わなければならないか。

### 【ひとことアドバイス】

- 契約前に書類の内容をよく確認しましょう。特にペットの飼育可否などの禁止行為や、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項や特約について、必ず確認しましょう。
- 入居前に日付を入れて写真を残すことも有効です。
- 入居中に、雨漏りやトイレの水漏れなどのトラブルが発生したら、すぐに貸主側に連絡し、相談しましょう。
- 賃貸物件は借りているものであることを意識して、日頃からできるだけきれいに使うことを心掛けましょう。
- 退去時、納得できない費用を請求されたときは、国土交通省が定める「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、よく話し合しましょう。



国土交通省ホームページ  
「原状回復をめぐるトラブル  
とガイドライン」について



詳しくは  
こちらから！